

当院でのお薬の処方について

◎ 一般名処方について

- ・ 当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、**一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず「有効成分名」で記載し処方すること）**をおこなっております。
- ・ 現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。
- ・ 一般名処方を行うことで、保険薬局では銘柄によらず調剤ができることで対応の柔軟性が増し、患者さんに安定的に医薬品を提供できることとなります。

◎ 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

2024年の診療報酬改定により、2024年10月から長期収載品の選定療養制度が導入されます。これにより、患者さんの希望（医療上必要と認められない場合）で、一般名処方から長期収載品を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんに負担していただく事となりました。ただし、医薬品が供給不安定な場合や、医師が医療上の必要性を認めた場合は選定療養の対象外となります。

お薬についてご不明な点やご心配な事がありましたら
お気軽にご相談ください。

ご理解、ご協力をお願い致します。

2024年6月1日